

副 本

平成24年(ハ)第1224号 損害賠償請求事件

原 告 立 花 孝 志

被 告 野 田 佳 彦

## 答 弁 書

平成24年10月22日

市川簡易裁判所民事2d係 御中

五百蔵洋一法律事務所 (送達場所)

被告訴訟代理人

弁護士 五 百 蔵 洋 一  
弁護士 高 木 薫

電 話

F A X



被告の平成24年10月4日付答弁書は撤回し陳述せず、改めて本答弁書を提出し、陳述する。

第1 請求の趣旨に対する答弁

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

本件は原告の法的権利を侵害するものではないから不法行為は成立しない。